

令和8年度シンガポール高付加価値旅行者向け旅行商品造成・販売促進業務 プロポーザル実施要領

本県の有力誘客市場であるシンガポールにおいて、高付加価値旅行者の誘客を推進するため、シンガポール現地において高付加価値旅行者を顧客に持つ旅行会社と連携し、旅行会社招請や情報発信、顧客向けイベントの開催などを通じて本県への誘客の実現を図り、訪日外国人旅行者による旅行消費額増加につなげることを目的とする。

本要領は、令和8年度シンガポール高付加価値旅行者向け旅行商品造成・販売促進業務実施に際し、最も効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務概要

(1) 業務名

令和8年度シンガポール高付加価値旅行者向け旅行商品造成・販売促進業務

(2) 仕様

別紙「委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19日（金）まで

2 見積限度額

8,000,000円（税込み）

※委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

3 スケジュール

令和8年5月1日（金）	募集公示
5月12日（火）	質問受付期限
5月15日（金）	質問に対する回答
5月19日（火）	参加申込期限
5月21日（木）	提案資格確認結果の通知
5月26日（火）	企画提案書等の提出期限
6月4日（木） 予定	審査委員会（書面審査）
6月5日（金） 予定	審査結果の通知・公表

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

5 実施要領等の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

別紙様式1「質問票」を提出すること。

- ア 提出期限 令和8年5月12日（火）
- イ 提出先 下記12 問い合わせ先に同じ
- ウ 提出方法 電子メール
- エ その他

・電話での質問は受け付けないので留意すること。

・電子メールで提出する際には、件名を「令和8年度シンガポール高付加価値旅行者向け旅行商品造成・販売促進業務」とすること。

(2) 質問に対する回答

5月15日（金）18:00までに、県ホームページにおいて公開する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加申込み及び提案資格の確認結果通知

(1) 参加申込

- ア 提出書類

以下の資料を各1部提出すること。

- ① 別紙様式2「参加申込書」
- ② 法人等の概要が分かるリーフレット等
- ③ 別紙様式3「類似業務実績一覧表」
- ④ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書
※提出日より遡って3か月以内に発行されたもの。写しでも可。

イ 提出期限 令和8年5月19日（火）【必着】

ウ 提出先 下記12 問い合わせ先に同じ

エ 提出方法 持参、郵送又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果通知

参加申込をした者全員に対し、5月21日（木）までに、提案資格の確認結果通知を書面でメール送付する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、原則としてA4縦）

「委託仕様書」に定める本業務が求める最低限度の要件を満たす内容で、下記の項目を必須として簡潔明瞭に記載すること。

① 企画、実施に係る内容

業務の具体的な内容及び実施方法

※招請候補となる旅行会社について、会社概要（会社規模、日本への誘客状況、客層など）を記載すること。

② 自由提案

新潟県の誘客に資する一般消費者向けの取組について、取組内容、回数等を具体的に記載すること。

イ 業務実施体制（任意様式、A4縦）

業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。また、窓口担当者を必ず明記すること。なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

ウ 見積書（任意様式、A4縦）

各業務の内訳及び総額について見積書を作成すること。（押印省略可）

(2) 提出期限 令和8年5月26日（火）【必着】

(3) 提出部数 1部

(4) 提出先 下記12 問い合わせ先に同じ

(5) 提出方法 電子メール

8 審査の実施

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会による書面審査で行うものとする。

(2) 審査基準

書面審査において次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

なお、「委託仕様書」を明らかに満たさない項目が1つでもあると認められる時は、審査対象外とする場合がある。

審査項目	審査基準	配点
企画運営・実施	提案旅行会社は新潟への送客が見込まれ、かつ高付加価値旅行を主力または専業とする有力な旅行会社であるか。	15
	提案行程内容は、ターゲットの特性及び旅行者の嗜好を踏まえた提案であるか。	10
	顧客向けイベントがターゲット層に最適化されており、効果的に誘客を促進する内容が提案されているか。	25
	メディア等招請において、メディア等の選定並びに情報発信の内容及び手法が、効果的に誘客を促進する提案であるか。	20
自由提案	新潟県への高付加価値旅行者誘客に資する効果的な提案であるか。	15
業務実施体制	提案内容を確実に実施するとともに、シンガポール国内の拠点を通じ、旅行会社との折衝やフォローアップが確実にできる体制が確立されているか。	5
実績	過去に類似業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。	5
見積費用	見積金額は適切か	5
合計		100

(3) その他

スケジュールや審査方法は変更となる可能性がある。変更となる場合、ホームページ又は参加申込者への連絡により周知する。

9 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。

また、最も優れた提案を行った者は、県ホームページ上でその名前を掲載する。

10 契約の締結

新潟インバウンド推進協議会、新潟市及び佐渡市は、選定委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、新潟インバウンド推進協議会、新潟市及び佐渡市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は別紙様式4「参加辞退書」を提出すること。
- (7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

12 問い合わせ先

新潟インバウンド推進協議会 担当 野上

(新潟県観光文化スポーツ部 国際観光推進課 海外誘客グループ)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

電話 025-280-5968

E-mail ngt150020@pref.niigata.lg.jp